

# 金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則の制定（案）の概要

## 1 制定の趣旨

本市では、金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例を平成31年3月25日に公布し、規則で定める日から施行することとしています。

条例の制定に伴い、金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則を制定し、避難支援等の実施に携わる関係者、避難支援の申出等必要な事項を定めます。

## 2 制定の内容

### (1) 避難支援等の実施に携わる関係者（条例第2条関係）

避難支援等の実施に携わる関係者は、次のいずれかに該当するものとします。

- ① 民生委員
- ② 地区社会福祉協議会
- ③ 自主防災組織
- ④ 消防分団

### (2) 避難支援の申出（条例第3条関係）

- ① 避難の確保を図るため特に支援を要すると自ら申し出る際の様式を定めます。
- ② 避難の確保を図るため特に支援を要すると避難支援等の実施に携わる関係者が届け出る際の様式を定めます。

### (3) 名簿情報提供の同意又は不同意の意思の明示（条例第5条関係）

名簿情報の提供に同意又は不同意の意思を明示するに当たっては、市長に書面を提出するものとし、その様式を定めます。

### (4) 名簿情報の取扱いに関する協定に定める事項（条例第6条関係）

市が名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で締結する協定には、名簿情報の保管や守秘義務に関する事項を定めることとします。

### (5) 名簿情報の変更

名簿に掲載された者は、名簿情報に変更が生じた場合には、その旨を届け出るものとし、その届出の様式を定めます。

## 3 施行期日

条例の施行の日（平成31年度中を予定）